

丘のまちびえいインタープリテーションガイド認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、丘のまちびえいDMOが、美瑛町への来訪者や町民へ地域の魅力を伝えるための要件を満たすものに対し、丘のまちびえいファンガイド（以下、ファンガイドという。）、丘のまちびえいインタープリーション・ガイド（以下、ガイドという。）、丘のまちびえいインタープリーション・シニアガイド（以下、シニアガイドという。）に認定するとともに、さらに多くの経験を積んだガイドに対し、丘のまちびえいインタープリーション・マスターガイド（以下、マスターガイドという。）、丘のまちびえいインタープリーション・スペシャルガイド（以下、スペシャルガイドという。）の認定を行うことにより、コーディネートする人材確保と人材育成を行うとともに、ガイド業という新たな雇用を創出することを目的とする。

(定義)

第2条 各ガイドの定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ファンガイドとは、美瑛町の自然や歴史、文化等を愛すると共にその知識を深めようとするもの。また、真なる美瑛ファンとして丘のまちびえいDMOの活動に賛同する意思を有するとともに、第4条の基準をすべて満たすもの。
- (2) ガイドとは、ファンガイドとしての能力に加えて、美瑛町を案内するガイドとして美瑛ガイド制度の理念、概要等を説明することができ、さらに接遇、危機管理、自然保護に関して一定の知識を有すると共に、第9条の基準を全て満たすもの。
- (3) シニアガイドとは、ガイドとしての能力に加えて、上級ガイドとして、研鑽を積み、各プログラムのコーディネート能力を有するとともに、第14条の基準を全て満たすもの。
- (4) マスターガイドとは、シニアガイドとしての能力に加えて、地域を代表するガイドとして研鑽を積み、第19条の基準を全て満たすもの。
- (5) スペシャルガイドとは特定分野のスペシャリストとしての経験を持ち、第24条の基準を全て満たすもの。

(業務)

第3条 各ガイドに関わる業務は、丘のまちびえいDMOが行うものとする。ファンガイド以外の資格認定については、丘のまちびえいインタープリーションガイド認定委員会規約に定める丘のまちびえいインタープリーションガイド認定委員会が認定を行うものとする。

(認定基準)

第4条 ファンガイドの認定を希望するものに対し、次の各号に掲げる基準のどちらかを満たす者について、ファンガイドとして認定するものとする。

- (1) 別表1に定めるファンガイド養成講座(講義)をすべて受講すること。
- (2) 別表1に定める丘のまちびえいDMOの開催ツアー、認定ツアー参加項目の各カテゴリーをすべて体験すること。

(認定申請)

第5条 ファンガイドの認定を希望する者は、様式第1号により丘のまちびえいDMOにファンガイド認定申請を行うものとする。

- 2 丘のまちびえいDMOは、前項の規定により認定申請があったときは、前条の基準を満たしているか審査し、適当と認められるときは、これを認定し、ファンガイド認定証を様式第9号により交付するものとする。

(有効期限、更新、失効)

第6条 ファンガイドの有効期限は生涯とする。ただし、ガイド認定を申請する際に、ファンガイド登録より3年以内という基準を満たしていない場合は、次の各号に掲げる基準のすべてを満たすことでファンガイド資格の取得期日を更新することができる。

- (1) 第4条に定めるファンガイド認定要綱を再度受講すること。
- (2) 丘のまちびえいDMOが認める活動実績が3年間で2回以上あること
- 2 更新を希望するものは、丘のまちびえいDMOに対して、様式第2号により更新申請を行うものとする。
- 3 丘のまちびえいDMOは、前項の規定により更新申請があったときは、第1項の基準を満たしているか審査し、適当と認められるときは、これを認定し、ファンガイド資格更新証を様式第9号により申請者に交付するものとする。

(認定後の措置)

第7条 ファンガイドの活動に係る苦情や事故等のトラブルについては、ファンガイド本人が対応するものとする。また、丘のまちびえいDMOの主催ツアーについてはガイド本人及び丘のまちびえいDMOが責任をもって対応するものとする。

(認定の取消)

第8条 ファンガイドが次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、ファンガイドの認定を取り消すことができる。

- (1) 何らかの不正により、ファンガイドの認定を受けていたとき。
- (2) 美瑛町、丘のまちびえいDMO、ファンガイド、ガイド、シニアガイド、

マスターガイド、スペシャルガイドの信用を損なうことになったとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、ファンガイド本人が認定の取り消しを希望するときは、いつでも認定の取り消しを申し出ることができるものとする。
- 3 認定を取り消されたファンガイドは、速やかに認定証を丘のまちびえいDMOに返納しなければならない。

(認定基準)

第9条 ガイドの認定を希望するものに対し、ガイド認定を希望する日から遡って3年以内に各号に掲げる基準の全てを満たす者について、丘のまちびえいインタープリテーションガイド認定委員会がガイドとして認定するものとする。

- (1) 取得年月が3年以内のファンガイドに認定されていること
- (2) 別表1に定めるガイド養成講座をすべて受講すること。
- (3) 別表1に定めるツアーガイド回数を実施していること。
- (4) 第30条に定める認定試験において一定の基準を満たすこと。

(認定申請)

第10条 ガイドの認定を希望する者は、様式第3号により丘のまちびえいDMOにガイド認定申請を行うものとする。

- 2 丘のまちびえいDMOは、前項の規定により認定申請があったときは、前条の基準を満たしているか審査し、適当と認められるときは、丘のまちびえいインタープリテーションガイド認定委員会がこれを認定し、ガイド認定証を様式第10号により交付するものとする。

(有効期限、更新、失効)

第11条 ガイドの認定時期は、4月1日とし、有効期限は3年間とする。ただし、初めて認定資格を得てから、次に迎える3月31日まではガイドとして活動することができ、新に迎えた4月1日より3年間とする。また、次の各号に掲げる基準の全てを満たすことでガイドを更新することができる。

- (1) 別表1に定めるガイド養成講座のうち、救急救命講習を再受講すること。
もしくは、更新日の1年以内に講習を受けたことが証明できること。
- (2) 丘のまちびえいDMOが認める活動実績が3年間で10回以上あること。

- 2 更新を希望するものは、有効期限の10日前までに丘のまちびえいDMOに対して、様式第4号により更新申請を行うものとする。

- 3 丘のまちびえいDMOは、前項の規定により更新申請があったときは、第1項の基準を満たしているか審査し、適当と認められるときは、これを認定し、ガイド認定証を様式第10号により申請者に交付するものとする。その場合、有効期限直後の4月1日より3年間を有効期限とする。

4 ガイドが更新の基準を満たせなかった場合、ガイド認定証はその効力を失う。

5 失効及び更新を希望しないガイドは、認定証を丘のまちびえいDMOに返納しなければならない。

(認定後の措置)

第12条 ガイド利用者からのガイド内容に係る苦情やガイド中に発生した事故やトラブルについては、ガイド本人が対応するものとする。また、丘のまちびえいDMO主催ツアーについてはガイド本人及び丘のまちびえいDMOが責任をもって対応するものとする。

2 ツアー開催等により、ガイド利用者若しくは第三者の身体や財産に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったときに備える保険(賠償責任保険)に加入する等、適切な措置を図ること。

(認定の取消)

第13条 ガイドが次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、ガイドの認定を取り消すことができる。

(1) 何らかの不正により、ガイドの認定を受けていたとき。

(2) 美瑛町、丘のまちびえいDMO、ファンガイド、ガイド、シニアガイド、マスターガイド、スペシャルガイドの信用を損なうことになったとき。

2 前項の規定にかかわらず、ガイド本人が認定の取り消しを希望するときは、いつでも認定の取り消しを申し出ることができる。

3 認定を取り消されたガイドは、速やかに認定証を丘のまちびえいDMOに返納しなければならない。

(認定基準)

第14条 シニアガイドの認定を希望するものに対し、認定を希望する日から遡って3年以内に各号に掲げる基準の全てを満たす者について、丘のまちびえいインタープリテーションガイド認定委員会がシニアガイドとして認定するものとする。

(1) ガイドに認定されていること

(2) 別表1に定めるツアーガイド回数を実施していること。

(3) 第30条に定める認定試験において一定の基準を満たすこと。

(認定申請)

第15条 シニアガイドの認定を希望する者は、様式第5号により丘のまちびえいDMOにシニアガイド認定申請を行うものとする。

2 丘のまちびえいDMOは、前項の規定により認定申請があったときは、前条の基準を満たしているか審査し、適当と認められるときは、丘のまちびえ

いインタープリテーションガイド認定委員会がこれを認定し、シニアガイド認定証を様式第11号により交付するものとする。

(有効期限、更新、失効)

第16条 シニアガイドの認定時期は、4月1日とし、有効期限は3年間とする。ただし、初めて認定資格を得てから、初めて迎えた3月31日まではシニアガイドとして活動することができ、新に迎えた4月1日からの3年間とする。また、次の各号に掲げる基準の全てを満たすことでシニアガイドを更新することができる。

(1) 別表1に定めるガイド養成講座のうち、救急救命講習を再受講すること。

もしくは、更新日の1年以内に講習を受けたことが証明できること。

(2) 丘のまちびえいDMOが認める活動実績が3年間で10回以上あること

2 更新を希望するものは、有効期限の10日前までに丘のまちびえいDMOに対して、様式第6号により更新申請を行うものとする。

3 丘のまちびえいDMOは、前項の規定により更新申請があったときは、第1項の基準を満たしているか審査し、適当と認められるときは、これを認定し、シニアガイド認定証を様式第11号により申請者に交付する。その場合、有効期限後の4月1日より3年間を有効期限とする。

4 シニアガイドが更新の基準を満たせなかった場合、シニアガイド認定証はその効力を失う。

5 失効及び更新を希望しないシニアガイドは、認定証を丘のまちびえいDMOに返納しなければならない。

(認定後の措置)

第17条 ガイド利用者からのシニアガイド内容に係る苦情やガイド中に発生した事故やトラブルについては、シニアガイド本人が対応するものとする。また、丘のまちびえいDMO主催ツアーの場合は、シニアガイド本人及び丘のまちびえいDMOが責任をもって対応するものとする。

2 ツアー開催等により、ガイド利用者若しくは第三者の身体や財産に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったときに備える保険(賠償責任保険)に加入する等、適切な措置を図るものとする。

(認定の取消)

第18条 シニアガイドが次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、シニアガイドの認定を取り消すことができる。

(1) 何らかの不正により、シニアガイドの認定を受けていたとき。

(2) 美瑛町、丘のまちびえいDMO、ファンガイド、ガイド、シニアガイド、マスターガイド、スペシャルガイドの信用を損なうことになったとき。

2 前項の規定にかかわらず、シニアガイド本人が認定の取り消しを希望するときは、いつでも認定の取り消しを申し出ることができる。

3 認定を取り消されたシニアガイドは、速やかに認定証を丘のまちびえいDMOに返納しなければならない。

(認定基準)

第19条 マスターガイドの認定を希望するものに対し、各号に掲げる基準の全てを満たす者について、丘のまちびえいインタープリテーションガイド認定委員会がマスターガイドとして認定するものとする。

(1) シニアガイドに認定されていること

(2) 丘のまちびえいDMO開催ツアーのうち、別表1の各カテゴリーにつき1つ以上のツアーをガイドできること。

(3) 丘のまちびえいDMOにより、その能力を認められたもの。

(認定申請)

第20条 マスターガイドの認定を希望する者は、様式第7号により丘のまちびえいDMOにマスターガイド認定申請を行うものとする。

2 丘のまちびえいDMOは、前項の規定により認定申請があったときは、前条の基準を満たしているか審査し、適当と認められるときは、丘のまちびえいインタープリテーションガイド認定委員会がこれを認定し、マスターガイド認定証を様式第12号により交付するものとする。

(有効期限)

第21条 マスターガイドの認定期限は、生涯とする。

(認定後の措置)

第22条 マスターガイドの活動に係る苦情や事故等のトラブルについては、マスターガイド本人が対応するものとする。また、丘のまちびえいDMO主催ツアーについては、マスターガイド本人及び丘のまちびえいDMOが責任をもって対応するものとする。

(認定の取消)

第23条 マスターガイドが次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、マスターガイドの認定を取り消すことができる。

(1) 何らかの不正により、マスターガイドの認定を受けていたとき。

(2) 美瑛町、丘のまちびえいDMO、ファンガイド、ガイド、シニアガイド、マスターガイド、スペシャルガイドの信用を損なうことになったとき。

2 前項の規定にかかわらず、マスターガイド本人が認定の取り消しを希望するときは、いつでも認定の取り消しを申し出ることができる。

3 認定を取り消されたマスターガイドは、速やかに認定証を丘のまちびえい

DMOに返納しなければならない。

(認定基準)

第24条 各号に掲げる基準の全てを満たす者について、丘のまちびえいインタープリテーションガイド認定委員会がスペシャルガイドとして認定するものとする。

(1) 丘のまちびえいDMOにより、専門性をもったスペシャリストと認められたもの。

(認定申請)

第25条 スペシャルガイドの認定を希望する者は、様式第8号により丘のまちびえいDMOにスペシャルガイド認定申請を行うものとする。

2 丘のまちびえいDMOは、前項の規定により認定申請があったときは、前条の基準を満たしているか審査し、適当と認められるときは、丘のまちびえいインタープリテーションガイド認定委員会がこれを認定し、スペシャルガイド認定証を様式第13号により交付するものとする。

(有効期限)

第26条 スペシャルガイドの認定期限は、生涯とする。

(認定後の措置)

第27条 スペシャルガイドの活動に係る苦情や事故等のトラブルについては、スペシャルガイド本人が対応するものとする。また、丘のまちびえいDMO主催ツアーについては、スペシャルガイド本人及び丘のまちびえいDMOが責任をもって対応するものとする。

(認定の取消)

第28条 スペシャルガイドが次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、スペシャルガイドの認定を取り消すことができる。

(1) 何らかの不正により、スペシャルガイドの認定を受けていたとき。

(2) 美瑛町、丘のまちびえいDMO、ファンガイド、ガイド、シニアガイド、マスターガイド、スペシャルガイドの信用を損なうことになったとき。

2 前項の規定にかかわらず、スペシャルガイド本人が認定の取り消しを希望するときは、いつでも認定の取り消しを申し出ることができる。

3 認定を取り消されたスペシャルガイドは、速やかに認定証を丘のまちびえいDMOに返納しなければならない。

(講座の実施)

第29条 第2条に定める「ファンガイド」「ガイド」「シニアガイド」を育成するため、丘のまちびえいDMOは養成講座を開催する。養成講座は、別表1に定めるとおりにするものとする。

(認定試験)

第30条 ガイド、シニアガイド認定試験は、各種ツアーを実地でガイドする実技試験（すでにツアーガイドとして活動していたり、専門資格を持っている場合は、実績書、資格認定書（コピー）提出で相応の研修済みとみなす。）を行う。実技試験委は、丘のまちびえいインタープリテーションガイド認定委員会の委員が2名以上参加（うち1名は、委員の委任状をもって代理人を認める）し、丘のまちびえいインタープリテーションガイド認定委員会が総合的に判定するものとする。

2 試験に関しては、丘のまちびえいDMOが行うものとする。

3 認定証の発行に関しては、所定の料金を徴収する。認定証の紛失、破損等による再発行の際は、事務手数料を加えた実費を徴収する。

(更新)

第31条 ガイド、シニアガイドの更新にあたって、費用は発生しないが、認定証の再発行が必要な場合は、事務手数料を加えた実費を徴収する。

(その他)

第32条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、丘のまちびえいDMOが別に定める。

附 則

1 この要綱は令和元年11月1日から施行する。ただし、平成30年度において、ガイド養成講座を受講したものは、特例措置として令和元年度に限り、ガイドとして認定する。

2 この要綱は令和2年12月1日から施行する。